

「変革のアスピア」(第1期)への結集の呼びかけ

「変革のアスピア」(第1期)への結集の呼びかけ

「変革のアスピア」(第1期)への結集の呼びかけ

「変革のアスピア」(第1期)への結集の呼びかけ

「変革のアスピア」(第1期)への結集の呼びかけ

「変革のアスピア」(第1期)への結集の呼びかけ

資本主義に対抗し、新しい地平を開く、批判的・創造的知性の筋を!

# 変革のアスピア

季刊 No.29

2017.6

## Associe for Change

### 【巻頭言】

関係の力の集積を——闘いの場は「命の質」の場へ

「変革のアスピア」編集委員会

### 【特集Ⅰ】

## 社会的連帯経済 理論と実践

資本主義の限界とオルタナティブ

伊藤 誠

社会的連帯経済への道——資本主義のオルタナティブ

津田直則

弱肉強食から共生・協働へ——同じ思いを横に繋ぐ

武 建一

「社会連帯経済」を支える市民のエンパワメント

向井 忍

——「特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター」の活動から

高見 優

「協同労働」で事業・運動を——ささえあひ生協新潟の取り組み

若森資朗

「社会的連帯経済」の日本での広がり、ネットワーク形成への取り組み

### 【特集Ⅱ】

## 日本会議とは何か

安倍政権と日本会議——その思想基盤と戦後

島園 進

日本会議試論Ⅰ——頭脳系議論

塩野谷恭輔

## 「協同労働」で事業・運動を

——ささえあい生協新潟の取り組み

高見優（ささえあいコミュニティ生協理事長、日本高齢者生協連合会会長）

### 1 はじめに

最近の世界の政治状況は、グローバル化と先進各国の経済成長の鈍化、資本主義の行き詰まり、政府エリート層の癒着（癒し・不正・墮落等）による事件も重なり、これまでの中道右派・同左派政権がともに経済格差・貧困・移民・テロなどの社会不安問題群を解決することができず、エスタブリッシュに対する中間層の不満が爆発して、極右・極左・市民派など新興の政治勢力に支持が集まる「ポピュリズム」が台頭していると言われている（わが国はどうか？）。そして、最近の各国の選挙結果を見ると、経済・財政・社会保障・外交・貿易や移民問題など多くの政策で国論が複雑に分裂し、激しい論争になっていることがわかる。

そのような混沌とした状況のなかで、ユネスコ（国連教育科学文化機関）は「協同組合の理念と実践」を「無形文化遺産」に登録した（二〇一六年一月三〇日）。登録を決定した理由は、「協同組合は」共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や

高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」ことである。

この報を聞いて私たちは、わが意を得たり、と思いい、協同組合運動を推進するだけでなく、これからはより広範な市民の非営利組織・運動をつなぐ絶好のチャンスだと受け止めた。しかし、日本ではあまり大きくは報道されず、世間はほとんど関心を示していない。その理由について幾つか思い当たる節がある。

賀川豊彦は、「協同組合の基本原則の一つはそのサービスをコミュニティ全体へ広げることである。真の協同組合とは、その活動の広がりにおいて、全コミュニティ的なものである。」と述べている。

しかしわが国では、生協・農協・漁協・信用組合など協同組合の多くはいずれも自組織内のサービスにとどまり、他の協同組合との協同がきわめて弱く、ましてや賀川の主張する「コミュニティ全体への広がり」はほとんどない。また生協・農協などの名称はよく知られていても「協同組合」という語化して行った。

その渦中にいた私自身は、そのころ列島のいたるところで被害者・住民がまさに生命と生活をかけてたたかっていた「公害」事件に触れ、「公害」被害者を生み出した元凶は、科学の在り方とそれを推進してきた先輩の科学技術者たちであり、さらにそれを後押しした政治・経済・文化・社会の総体にあると考えた。それまでの私（たち）のたたかいは、自分たち以外の政治の統治者、社会の有力者、大学の教授陣などを批判すればよかつたけれど、私自身まきれもなくそれら「体制」の一員でありまさに「当事者」であることに気づかされ、研究者の道に進むことに疑問を感じて、「加害者」になりたくない、ではどうすべきかと悩むことになった。

答えが見つからないのでとにかく現場に足を運ぶこととし、わが国で繰り返された「水俣病事件」の二番目の地、新潟に単身で行くことにした（一九七〇年）。そこで被害者支援とくに「世紀の科学裁判」と呼ばれた「新潟水俣病裁判（一次）」（加害企業昭和電工と国を被告とする損害賠償請求民事訴訟）と被害者究掘、原因究明の研究の一端を担った。熊本・鹿児島の水俣病、富山イタイイタイ病、四日市大気汚染事件と合わせ四大公害訴訟がそれぞれ原告「勝訴」となり、加害企業責任が認定されたものの、いのちと健康・生活侵害のほかに精神的・社会的差別を含む被害弁償としては極めて僅かな補償しかなく、企業は延命し国・自治体の行政、医学や社

はほとんど使用されず、それゆえ協同組合の思想（理念・原則・目的やその意義）などについて、多くの人は知る由もない。（3）

法制度上の制限（メンバーシップ制）組合員への奉仕原則）があるが、そうであっても地域（コミュニティ）の住民に組合加入を促しながら地域にサービスを広げる方法もある。むしろ戦前の「産業組合」を設立した民衆のパワーを見倣うべきである。民主主義の当事者（主権者）としての意識形成が未だ不十分ではないか、と自戒を込めて言いたい。

そこで以下、私（たち）の実践経験を報告し、市民の市民による事業・運動を「協同労働の協同組合」理念に沿って自律的・民主的に展開することが社会的連帯経済であり、それを地域社会に広め、全国ネットワークにまで押し広げつつ、さらに全世界の市民の協同・連帯のネットワークにつなげていく準備を始めるよう強く訴えたい。

### 2 「協同労働の協同組合」理念に基づく事業・運動の実践例——ささえあい生協の取組み

（1）最初に、私自身が協同組合運動に関わる以前の個人史を少し述べたい。（その方が、現代における協同組合、社会的連帯経済等の意義に関する本論がよりわかりやすくなると思うので。）

団塊世代の私たちは、戦後民主主義下の経済成長期に青春時代を迎え、次第に社会の諸矛盾に気づき、政財界、学者・文化人、教師などの言動に疑問を抱き、反戦・反帝・革命などのスローガンを掲げて一九六〇年代のラジカルな運動に参加していった。しかし、それらは生活の場に根を下ろしたも

会の責任は追及を免れた。そして、二〇一一年三月一日を迎えた(東日本大地震・原発震災)。

水俣病事件は、周知のとおり事件発生から半世紀以上経っても解決に至らず、九州、新潟のほか全国各地で被害者が訴え続け、今も多数の訴訟や紛争が続いている。何ということか！

詳しく説明する余裕はないが、「公害」や原発震災などの事件だけでなく、沖縄基地、医療・介護・教育、貧困・格差などすべての社会問題は確実につながっており、構造的な原因が根底にあると思う。私(たち)は人権・環境・平和の問題や労働組合、司法改革、映画製作その他の政治・文化運動を続けてきたが、それまで手を付けたことがなかった分野が「経済・経営」だった。

選挙に落選したり、元祖フリーターで社会運動に明け暮れ満足な収入もなかったりした仲間たちとそれぞれの半生を振り返り、五〇代を過ぎると急に老後が心配になり出す。ちょうど「介護保険制度」が施行されたころ、「協同組合運動」「高齢者生協」の情報が映画「病院で死ぬということ」(5)ととも届くようになった。

かつてはアナボル論争や今では名前すら思い出せない「セクト」争いの中で、ほとんど歯牙にも掛けなかった「協同組合」を見直すキッカケとなった。とくにこれから報告する一〇年余の実験を経験を踏まえてみれば、今では、より一層、協同組合——社会的連帯経済の有効性と可能性を確信するようになっていく。

## (2)「ささえあい生協」の設立と運営

ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟(以下、「さ

えあい」)方式がベターであることがわかり、全国の例に倣って消費生活協同組合法人を目指すことにした。さっそく設立趣意書を持って賛同者を集めて回り、定款や事業計画・収支予算などを用意して創立総会を成功させ、県知事認可を得て登記した(設立)。

最初の話し合いから五年ほどが経過しており、文字通り難産の末の法人誕生であったのでみんな喜び合ったもの。しかし、本当の苦労は、すぐその後にやって来た……！

### ②熱い思い(夢)で「事業所」立ち上げ

——しかし経営はたいへん

介護保険法の二〇〇五年改正時に新設された「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護・要支援認定を受けた利用者が、通い・泊まり・訪問の全部を一つの事業所で受けられる地域密着型サービス)は、私たちささえあい生協の理念・目的にピッタリであったので、名乗りをあげた。

私たちが事業を起すには、実績が無く融資してくれる金融機関もないので、職員や組合員の出資金を元手とする「協同労働」の考え方・やり方しかなかった。当然、資金繰りは厳しく経営基盤は不安定であった。新しい介護サービスに期待をかけ理想を夢見たワーカーたちが、煩雑な事業経営に時間を割かれ、次第に焦りと苛立ちを感じて行った。一番の問題は、立ち上げたばかりの法人組織の資金繰りや書類整備など膨大な事務作業を一から実行しなければならぬのに、法人・事業所の経営管理の経験の無い素人集団が俄か勉強でその任に当たらざるを得なかったことだ。

案の定二〜三か月で資金がショートし、緊急会議で率直に窮状を訴えたところ、役員員三名が資金貸付に応じてくれて

えあい生協)は、数年にわたる難産の末、二〇〇六年二月二四日ようやく設立できたが、事業・組織運営上、七転八倒の失敗を重ねた。それでも次第に創意思工夫と改善を繰り返して困難を乗り越え、いま創立二二年目を迎えている。

事業・組織の概況(二〇一七年三月現在)は、事業高約八億二千万円(一七事業所・職員二二五人)、組合員一四一三人、出資金一億二千万円超となっている。事業内容は、高齢者・障がい者・若者等の介護・福祉・就労支援の事業のほか、生きがい活動など。そのほかに、地域との協同・連携にも力を入れ、にいがた協同ネットや生活困窮者自立支援、フードバンクにいがた、市民エネルギー発電などの事業・運動に、人材派遣と資金提供など中心的・積極的に関与している。(6)

### ①事業・法人の立ち上げ

今世紀の二一世紀はじめ、新潟市近辺に在住する五〇〜六〇代の市民運動仲間が集まり、「全国には高齢協運動」というものがあって、いつまでも自分らしく暮らし、仕事も続けたいと起業して事業を展開しているらしい」ということから、新潟でもつくってみようということになった。

しかし、事業経営の経験者はほとんどおらず、ああでもないこうでもない延々と議論を繰り返した。ある有力な支援者の一言「とにかく何らかの事業をすぐ始める」によって走り出し、資金を出し合って民家を借り、要介護高齢者をケアする宅老所の任意事業を開始した。それから介護保険制度の介護サービス事業を行うための法人設立準備を始めた。

法人の形態を検討したら、NPO法人は出資という概念がなく、安定した経営のためには出資金を元手とする協同組合

乗り切ることができた。

これに懲りたため経費の支出はできるだけ抑えることとし、職員会議で最低限度の給与金額を決めた。しかし職員の多くは経営に不信感を抱き、次第に不安を募らしてこのまま働き続けるべきか苦悩した。そしてつい不満が爆発……。こうして理想とする協同労働の仕事・事業所づくりの夢はバルーンが破けるように急速にしぼんでゆき、職員が次々に退職していった。私たちは、彼らを必死に引きとめたが、叶わなかった。

そのため専務理事(当時)の私が、法人本部」と事業所の現場に移り、事業経営の責任者として全面的に陣頭指揮し、徐々に経営を軌道に乗せて行った。それでも初年度は年末一時金を支払える見込みが立たず、そのことで多くの職員から非難ゴウゴウ浴びせかけられ、中には無能経営者と罵倒する者もいた。私は、皆が対等平等で民主的に、共に出資し共にはたらき共に経営するという協同労働の理念・原則が絵に画いたものでしかないことを悟った。(協同労働をしばし封印)

### ③「ともに手を取り合って、地域の中で」

——仕事おこしは、やれば、できる！

それから数年、「今どき右肩上がりの法人は珍しい」と、当生協に地域の様々な「起業話」が持ち込まれるようになった。最初の頃は、もう一旗あげたい元経営者や起業を夢見る脱サラの人たち。最近では、経営不振の老舗料亭、早期退職予定の公務員、農地などの遊休資産持ち、経営難のNPO法人もある。これまでに三〇〜四〇件の相談があったが、立ち上げにまで辿り着けたものはほんの僅かだった。事業は人・もの・カネと言われるが、やはり最も大事なものは人材(財)、

それも熱い思いを持った仲間グループだ。物件だけで立ち上げ主体がない、夢を事業計画にまとめられない、資金計画が不十分、そんなレベルの話は保留となる。しかし、見事に成功した事例もある。もの・カネがあっても必ずしも人は集まらないが、夢ある人たちの周りにはもの・カネが付いてくる、ということがよく分かった。

新潟市東区在住の四人の女性が、自分たちの地域に介護事業所をつくりたいと相談に来られた。私は当生協の事業開設の原則と基準を示して、「皆さんの思いを実現するには、地域住民に呼びかけて組合員を増やし、建設場所を探し、約一千万円の資金と利用者、職員も集めてください。私たちは事業所の設立と経営のノウハウを支援します。」と説明したのだが、この難題を彼女らは強い意志(夢)と実行力で見事にクリアした。日ごろの地域との関わりを活かして物件を探し出し、出資金九三名一七七万円、協力金六九名一四〇万円を集め切り、「ささえ愛下山」の設立を成功させたのだ。(二〇一二年) そして、この成功体験が転機となった。

#### ④仕事おこしと事業経営のマニユアル策定

——「協同労働」の理念・原則をめざす「新潟方式」

事業と組織(法人)の立上げ・運営は、多くの労苦が伴うけれど楽しくてやりがいがあり、最初から関わってきた私(たち)には「事業は総合芸術」(松下幸之助)という実感がある。これまで多数の事業所を立上げてきたが、一つとして同じスタイルは無く、立上げ時(人・モノ・金)の状況や設立後の経過もさまざまで、それぞれ個性あふれるドラマがある。

それらの個性を保障し活かしつつも、よりスムーズに事業を立ち上げ安定経営につながるよう経験から編み出したマ

ニユアルを策定した。それを私たちは「新潟方式(モデル)」と名付けている。

「事業所立上げマニユアル」(二〇一三年)は、「仕事おこし」の基本」を以下のように説明している。

仕事おこしの最大のポイントは「人」です。「ゆめ(事業イメージ)」をもった「人」が、「ひと」「モノ」「金」を集めて事業所を立ち上げます。法人本部はその一連の過程を支援します。

そして立ち上げまでの流れを五段階に分けて、まず仲間とともに準備会を結成し、おおよね三年程度の①事業計画書、②収支計画書、③資金計画書を作成することをお願いする。さらにそれまであいまいだった新規事業所の開設判断について「基準」(規則)を設け、「人・理念」四点(理念の整備と要員確保)、「資金」三点(出資金・借入の割合)、「利用者確保」三点(見込み)の三項目合計で一〇点満点に対して六人以上を目安とすることを決めた。

また、開設後の「事業所運営の基準」も定め、責任者ら三人体制の運営会議、全職員による経営会議(毎月)、年度事業計画・収支予算(人件費含む)の策定、業務のほか人事・労務・財務など一切の管理権限(責任)を委譲し、本部・理事会に報告を求めている。

以上のような徹底した現場主義、自治・分権のスタイルは、高齢協連合会の中でも類をみない独特のものらしい。事業所が、直接振り込まれた介護報酬などの収入を管理し、収益に応じて一時金支給額も決定する。法人の一般管理費(本部経費)は事業所と本部の間で、個別および全体経営会議・理事会などで協議して決定する。

法人設立五年を過ぎたころ、いわば「衣食足りて礼節を知

る」状態になったとき、封印していた「協同労働」原則を再提起し、一年ほど議論を尽くしてようやく経営指標を決定する合意形成ができた。

まず原価率八五%(事業所剰余五%・一般管理費一〇%)を目標とすること、そのことよって本部・理事会機能をより強化し法人の求心力を高めることができた。現在では、事業所の事業経営と本部の法人運営のための安定資金確保のため、全職員が組合員加入し、それぞれの意思で毎月一定額の出資金増資運動(目標・給与の二か月分以上)を続ける職員が多数を占めるようになっていた。介護保険報酬ほか事業収入はサービス提供月から二か月遅れで入金されるが、その収入から給与を得る職員は運転資金のせめて人件費分(物件費はともかく)だけでも、経営する主体者として担うという原則だから、これについてはこんなエピソードがある。

入協(就労)間もない職員が「まだ給与をもらっていないのに出資金の協力を要請されたと家族に伝えたら、怪しい法人だから辞めてしまえと言われた」と話す。このように、世間では労働と経営、出資はバラバラであることが当たり前で、「雇われもの意識(根性)」が身に染み付いてしまっているようだ。

#### ⑤まとめ——当生協の到達点と課題(強み・弱み)

法人設立以来のテーマである協同労働の是非、民主集中か分権自立か、事業所の主体性・自律的運営か本部・理事会の支援・指導強化か、などの問題について、私は、考え方の違いを前提(出発)としつつ、常にバランスを考え時間をかけて十分に話し合い、納得のうえで合意形成して根気よく整理しようと努めてきた。一貫して堅持していることは、現場事

業所に収支管理をはじめ人事や予算・事業計画作成・管理運営等の権限(責任)を委ね、そのうえで個別または本部を含む全体経営会議等で調整し、理事会で最終決定して執行している。

多くの人は、どんな高邁な理念よりもまずは自分の仕事、暮らしを守ることに精一杯であり、事業所・法人が安定した経営、組織運営ができていないと、理念や原則を聞く耳を持たないからだ。しかし逆もまた真なりか、理念が貧しく原則がないからこそ経営・運営に失敗する例もあるから、簡単に決めつけられない。事態を冷静に分析し、相手に応じて手をかえ品をかえ協同を模索し、試行錯誤を繰り返して進んでゆかないと思う。

一年を振り返ると、理念・原則をそのまま提起しても「背に腹は代えられない」のだから、実績を目に見える形で示しつつ具体的に進めていくなかで納得してもらおうしかない。「由らしむべし、知らしむべからず」(子曰、民可使由之、不可使知之。『論語』泰伯)の真意味のとおり、「その道理・理念を理解してもらおうことは難しいが、知らず知らず、道を歩んでいくなかで納得してもらおうことはできる」(可は可能の意)。

理念提起——封印——ゆつくり実践——時機を得た提案——議論——合意形成——実行。途中(ないし一部は現在も)行き過ぎた分権により遠心力が働き、自事業所の利益優先で全体観点が脆弱、法人名の「ささえあい」連帯感が醸成されにくい状態があった。(この課題は辛抱強く取り組むべきだ。)

その後、毎年のように事業所立ち上げた組合員・住民が現れ、準備会メンバーの力量や地域事情の違い、社会情勢の変化などにより実際には立ち上げマニユアル通りに順調に事が進むわけではなく、その都度事業計画とくに資金調達をめ

ぐって激しい議論を繰り返している。(民主主義の学校)  
二〇一五年度から本部機能を一層強化して介護事業・就労支援事業両部門の支援担当役員を配置することができるようになった。現在、苦戦事業所の経営・人事面の相談や助言を強化しつつある。(本部への信頼の高まり)

そのほか具体例をあげて詳しく説明したいところだが誌面に限りがあるため、以下主な項目のみ。協同組合の意思決定は組合員一人一票制、全組合員参加の民主的経営(経営資料は職員会議にすべて提出)、給与格差は二―三倍以内を堅持、独立採算の事業所(現場)経営のため理事長の私より年収が多い職員が数人いること、法人本部はガイドライン策定と全体調整、現場からは伺い・稟議書でなく確認申請書が出され、数々の不満・苦情・クレーム・批判は日常茶飯、これらはすべて当生協の強みであり弱みでもあるだろう。大事なことは徹底した話し合いでコンセンサスを得ること、決定したこと・ルールに従い、不都合があればみんなで改善し、たえずよりよい事業・運動・組織をめざすこと。

いずれにせよ、協同組合原則を堅持し、キーワードは「ささえあい」＝協同・連帯、相互信頼・相互支援・パートナーシップだと考えている。そして、域内平和・民主主義でなく冒頭の賀川の指摘するとおりコミュニティ全体への広がりがないければ、単独の協同組合は極めて脆い組織になると思う。

### 3 古く新しい「協同組合」——働く人々の声

(1) 人は何のために働くのか？

これは、「人は何のために生きるのか？」という問いでもあろう。確かなことは、「人は一人では生きていけない」と

いうことだ。現に、毎日の暮らしの中で、衣・食・住その他の財・サービスのほとんどは他者の労働の成果である。また、「人は自然環境なしに生きていけない」。空気・水・太陽エネルギー・土・動植物など自然生態系そのものが絶対に不可欠である。以上から分かるとおり、私たち人間は全て自然環境と社会関係の中で生き・暮らしており、働くことは、すべての人間が生きていくために必要なモノ・サービスを互いに与え合い・分かち合い・支え合うためだ。事実として、太古の昔から人は協同労働で社会をつくってきた。労働には価値と尊厳性があり、社会の一員として労働の義務と権利がある(日本国憲法第二七条)。

すべての人は、互いによりよく生き・働き・暮らしたいと願う「協同の心」を本来持っているのだが、競争・格差などを当然視する現代の社会体制下で見失っている。だから「協同労働」が理解できない。

私たちは「三つの協同」を目指している。それは、働く者同士、利用者・家族との、そして地域の住民・行政・他の企業・団体との協同・連携である。「支え合いのあるコミュニティづくり」をみんな(公)の手で進めて行きたい。

ピンチはチャンス。困難な時こそ自分(自事業所)で問題を抱え込まないで、仲間と素直に相談する。原理・原則に立ち還り、問題を課題として位置づけ、一緒に悩み・一緒に考え、案外、先が見えてくる。これが使命共同体たる協同組合のダイナミズムだ。人間を中心とする価値や使命を共有すれば、共通の目標が見えてくる。目標が明確になり方針が決まれば、困難を乗り越える勇気が湧いてくる。歴史的にも困難な時代・状況に置かれた人々が、協同組合を創立してきた。当生協では、全職員(組合員)に決算書類などの経営資料や

会議録をオープンにしており、お互いの給与や事業所の財政内容も明らかになっている。だから事業所の経理上「無い袖は振れない」ことが分かると、みんなで力を合わせて難局を乗り越えられないという結論が自ずと導き出される(はずだ)。

### (2) 「協同労働」理念の根底に「人権宣言」の理念があると いうこと(8)

市民革命が掲げた理想・理念は「人権宣言」に網羅されており、主要民主諸国の憲法にも確かに引き継がれている。しかし「人権宣言」は階級闘争にさらされ歴史的に歪曲・改竄された結果、誤った理解により「ブルジョワ思想」の代名詞のように取り扱われてきた。

たとえば人権宣言第一七条の「所有権」の一般的な解釈では、生産手段所有の不可侵性・独占性が強調されている。ところが人権宣言の起草・提案者アドリアン・デュポール(9)の意図はそれと真逆・正反対である。すなわち、人間社会の理想を現した人権宣言第一条の「(生まれながらにして)権利において平等(＝等しい権利を持つてゐる)」を大前提とし、第一条とタイアップして作られた人権宣言第一七条の本当の狙いは、以下のとおりだ。

「所有は不可侵で神聖な権利であるから……所有を奪われえない(第一七条)の真意は、自由権も所有権も共に万人に平等に与えられるべきだが残念ながら現実には所有権は偏在している(持てる者と持たざる者がいる)から、公共の必要性・事前の正当な補償を条件として多く持っている者からこれを奪うことができる、というものである。(しばしば問題となる土地収用事件などにおける「公共の福祉」とは、本

来は、他者(弱者・持たざる者)の人権のために「強者・持てる者」の土地(所有権)を制限するという意味であって、国家権力の都合で沖縄住民など弱者の土地を取り上げることでは断じてない)。

人権宣言の平等理念に照らせば、雇用主と被雇用者が持つ権利も平等であるべきだから、両者は、協力して挙げた利益の分配についても、事業のために協力して行う労働の仕方についても、平等・対等の立場で協議して決めるべきである。人権宣言が言うとおり、人間は、生まれてから死ぬまで一貫して権利において平等、つまり平等の権利を持つてゐる。基本的な人権として保障されているのだから、企業・会社の事業活動のすべてについて、原則としては平等に参画する権利を持つてゐるはずである。企業の事業活動の多くは資本家・経営者だけではやれず、彼らと被雇用労働者との協力によってのみ可能だから、両者が対等の立場で協議し協力して行うべきであり、したがって両者が協力して挙げた利益の分配についても、両者が対等の立場で協議してそれぞれが納得する形で公平に分け合うべきなのだ。

以上から筆者が何を言いたいのか。すなわち、①株式会社などではたらく者の権利が不当に制限されている根拠となっている、会社法や民商法の規定が人権宣言や憲法の基本理念から大きく逸脱していることを肝に銘じること、とは言うてもその問題をまともに追及しても現状打破は難しいので、②協同労働の協同組合を目指すべきだということ。

しかし、①の問題をしっかりと理解することも重要であり、賀川の指摘「労働組合は、どんな企業にも直接に責任を分担することをしない。だから、……どこまでもプロレタリアのものにとどまる……」。反対に、もしも労働組合が、自ら率先

して責任の一部を分担していくなら、労働組合は、生産者協同組合に進展していくことになるであろう。」(前掲書)を、労働組合の関係者に受け止めてほしいものだ。

#### 4 社会変革への道——今こそ「市民革命ルネサンス(再生)」が必要

筆者は今年古希を迎える。最近わかってきたことは、たとえ明治維新が身近に感じられるようになったこと。自分の年齢(生きた時間)を基にすると歴史的時間が実感でき、七〇年前に日本国憲法施行(一九四七年)、その六〇年ほど前に明治憲法発布(一八八九年)、さらにその二〇年ほど前が明治維新だ(近い)。明治憲法の一〇〇年前のフランス革命(一七八九年人権宣言、一七九一年憲法)は、さほど遠くない!

安倍政府が「働き方改革」とか言っているが、それはあくまで雇用労働のことだ。私たちの「協同労働」はもともと根源的な人間の行為としての生き方・働き方をめざす一種の革命だ(市民革命ルネサンス)。

実は、雇用労働も本格的なものは、とくに日本ではわずか百数十年程度の歴史しかない。ヨーロッパ各国の近代化の過程で中世の封建制度、とくにギルド規制やカトリック教会の利息禁止法などの桎梏を打ち破り、一八世紀中葉に産業革命がはじまると、各国政府も最初は、出資に法人格を認める有限責任会社の設立を免許制にしたものの、まもなく法定要件を満たせば自由に設立を認める準則主義とした。こうして株式会社を中核とする資本主義が爆発的に発展していった。(日本では一八九〇年旧商法で株式会社免許制、一八九九年に準

則主義に変更)(8)(前同)

今でも生協法人やNPO法人など認可主義が維持され、最近の農協に対する政府の介入・攻撃は前時代的であり大問題だ。(日本国憲法第二二条の結社の自由が保障されていないのではないか。)

気になることがある。今のわが国では、事業団体や社会運動組織、行政組織ですらバラバラだ。それぞれが取り組む対象・目的・内容が異なっても、また組織の成り立ちや沿革、構成員などさまざまな違いがあつて当然であるが、現代社会の複雑で多様な問題群のほとんどは、様々な原因・要素から成り立っている。だから現代社会の諸問題に対して、すべての社会的諸組織、住民・市民・国民がそれぞれの立場から、すべての人が安心して生き・はたらき・くらすことができ、さらに継続してつながり合い・わかちあい・与えあい・ささえあう社会を築くために、協同・連帯していくよう努めるべきだと思う。そのための日常的な関係性を、意識的・主体的・民主的につくりあげていくために、多種多様なネットワークを形成していきたい。まず個人同士のつながりを深め、それぞれの所属する組織・団体の合意形成をはかり組織・団体としてネットワークに参加し、各レベルで、人・モノ・金・情報を含め事業・運動を担い、企画・連絡・調整を行うセンサー機能を果たせる事務局を協同して創出し設置することが必要不可欠となる。

新潟では、二〇〇八年に「いま『協同』を拓く2008全国集会 in 新潟」全国協同集会を開催したことをきっかけに、ささえあい生協をはじめ、新潟県労協、新潟県生協連、新潟県労働金庫、労協センター事業団などの関係者と大学の研究者らが「いがた協同ネットワーク」を結成した。そして「協同(一九九五年)

#### 【註】

- (1) 政官財のみならず学司報(学界・司法・マスコミ)を合わせた癒着構造が進んでいる(とくに日本)、という指摘もある。
  - (2) 賀川豊彦『友愛の政治経済学』(日本生活協同組合連合会二〇〇九年)。原著は一九三七年にロンドンで出版された。本年来年二〇一八年は賀川豊彦生誕一三〇周年である。
  - (3) 「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(一九九五年)
- 定義：協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。
- 価値：協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則：協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

- (第一原則) 自発的で開かれた組合員制。(第二原則) 組合員による民主的管理。(第三原則) 組合員の経済的参加。(第四原則) 自治と自立。(第五原則) 教育、訓練および広報。(第六原則) 協同組合間協同。(第七原則) コミュニティへの関与
- 国際協同組合同盟(International Co-operative Alliance [ICA])には、世界九五カ国から生協、農協、漁協、森林組合、労働者協同組合、住宅協同組合、信用協同組合など、あらゆる分野の二八四協同組合組織が加盟しており、組合員の総数は、一〇億人を超える(二〇一五年一月現在)。

- (4) わが国では協同組合の一般法が存在(先進諸国は整備済み)。農協・漁協・企業組合・生協など行政庁ごとの個別法でありしかもメンバーシップ(員外利用の原則禁止)が強調されるため閉鎖的である。その結果、協同組合間の親和性が弱いだだけでなく、

労働の協同組合法」制定を求める取組、協同労働に関する調査・研究(ボローニヤ、ソウル、国内各地)や講演・学習会、最近ではウイングを広げて「農協解体を協同組合から問う」講演会に重野徳夫さん(農政ジャーナリストの会・JA新潟中央会元専務理事)を招いて議論を深めた。昨年、大阪から津田直樹さんを講演学習会に招聘したことから、全国ネットワークづくりに向けた動きがスタートした。

前記のとおり、私たちささえあい生協でもようやく「協同労働」が一部定着し始めたところで、まだまだ圧倒的に不十分だ。これは一つの組織だけで解決できる問題でなく、社会全体の民度(民主主義国家の市民意識)に並行するものだろう。そうであるならば、私たちすべての市民が、それぞれが所属する組織・家族・学校・事業所・法人、自治会・市町村ほか自治体・国・世界などの構成員たる主体者として、自覚的に参加意識・責任感を持って問題解決にあたるしかない。社会や国家、組織に問題や欠陥があれば、それを改善するのは私たち自身の仕事であり、それが歴史に参加すること、生きることだ。その一つの試みが「協同労働の協同組合」である。社会の主人公、主役は私たちである。各地域で集まろう、つながろう、そして広げよう、ポトムアップと同時並行して、全国ネットワークを形成し、その力も得ながら全国各地で地域の事業・運動・組織をより充実させて行こう。

本誌で他の筆者がより詳しく提起されると思うが、社会的連帯経済を通じて社会をよりよく変革し、新しい時代を私たちみんなの力を合わせて切り拓いて行こう。

協同組合の社会連帯という重要な意義が気づかれにくい。「協同労働の協同組合法」制定運動が10数年続けられているが未制定(5)「病院で死ぬということ」は、ホスビス医の山崎章郎氏のノンフィクション(主婦の友社、一九九〇年)、1993年市川準監督によって映画化され、高齢協運動を推進する媒体となった。

(6) *kyuseiai* 生協のHP [URL: <http://www.sasaeai.coop.com/>]

【基本理念】

ささえあい生協は、尊厳あるいのち・くらし・仕事を最高の価値とし、人と地域に必要な福祉・生きがい・仕事おこしの事業・活動を心一つにして進め、ささえあって生き・はたらき・くらす地域社会をめざします。

【目標】

- 1 地域の中で交流し、集まる場所をつくり、ひとりぼっちをなくしよう。
- 2 みんなで支えあえる地域の福祉総合拠点を目指しましょう。
- 3 さまざまな人生で得られた価値ある体験や知恵に学び、仲間と共に楽しく分かち合ってより良い生活を手にいれましょう。
- 4 ユニバーサル就労を推進し、一人ひとりの可能性を追求できる仕事をみんなでつくり出しましょう。
- 5 生活全体を支える、もつとも頼りになるパートナーとして、「ささえあい生協」を育て、手をたずさえてすすみましょう。
- 6 「私はどんな支えられ方を望むか」を大切にして取り組みましょう。
- (7) 日本高齢者生活協同組合連合会。日本が高齢社会(高齢者

人口一四%以上)に突入した一九九四年の翌年、一九九五年に三重県で最初の高齢協が設立された。二〇〇一年、「寝たきりにならないしない」「元気な高齢者がもっと元気に」「ひとりぼっちの高齢者をなくそう」をスローガンに連合会を結成し、現在二二単協が加盟(組合員数五万人超、事業規模約七八億円)。事業の九割が高齢者・障がい者等の福祉事業で「福祉の生協」とも呼ばれ、「福祉・生きがい・仕事おこし」を事業の三本柱としている。日本の高齢者人口1%の組合員を目指している。

[URL: <http://koreiko.jp/>]

(8) 沢登佳人「第3章 所有権概念の歴史的変遷と株式資本主義・民主主義法治国家の本質」『「自己」超出する生命——生命の尊厳と人間の責任』(現代人文社、二〇二二年)所収。フランス人権宣言成立の詳細は、澤登文治『フランス人権宣言の精神』(成文堂、二〇〇七年)が参考になる。

(9) フランス大革命の発起人・立案者として実戦の総指揮官で、人権宣言を起草し国民議会において提案説明した人物(裁判官)。土地の公有を革命の最終目標の一つとした一種の社会主義的理想主義者であった。

【参考文献】

高見優「市民新党にいたるの挑戦——私たちの政策と新しい社会への展望」(白順社、一九九六年)

新潟陪審友の会編『市民の手に裁判を——陪審制度』(尚学社、一九九八年)

【特集1】 社会的連帯経済 理論と実践

「社会的連帯経済」の日本での広がりと、  
ネットワーク形成への取り組み

若森資朗 (「ソウル宣言の会」代表)

はじめに

去る二〇一七年三月二五日(土)に、大阪「労働館 関生」四Fホールにおいて「社会的連帯経済をめざして——「競争」から「共生・協同」の社会へ」と題するシンポジウムが「大阪労働学校・アソシエ社会的連帯経済研究会」が主催し、「ソウル宣言の会・関西」の共催で行われた。東京の「ソウル宣言の会」事務局からは、井上氏と筆者が参加した。その内容は本号の『変革のアソシエ』第二九号上に、シンポジウムを中心的に企画された司会の津田直則氏、パネリストのみなさんが執筆されているので省くが、この間、私達が目指してきた「社会的連帯経済」の実践者、研究者(多様な生活協同組合、NPO法人、社団法人、市民団体、労働組合、事業協同組合、研究団体等々)による、今まで接点の薄かった地域(今回は、東海三県、新潟県、大阪府)、また異なった課題、重なり合う課題での取組が、更にそれぞれが他の活動と結びつき、ネットワーク化し、広がる可能性を示した。ネットワーク形成による様々な経験交流が、次のステップ、日本における「社会的連帯経済」の認知、定着の広がり結びつくこと

への期待を感じさせた。

折しも「ソウル宣言の会」でも三年弱の活動を踏まえ、あらためて「社会的連帯経済」の全国的なネットワークの形成に向け、論議を開始したところであり、今回の大阪でのシンポジウム開催は、今後の論議に弾みとなった。

1 二〇一四年六月「ソウル宣言の会」発足の契機

思い返せば「ソウル宣言の会」発足の契機となったのは、二〇一三年二月に東京・御茶ノ水の連合会館大ホールで開催された『関西生コン産業60年の歩み1953-2013』の出版記念シンポジウムであった。

その会の冒頭で出版のきっかけとなった、東京ではあまり馴染みのなかった「関西生コン関連諸団体(事業協同組合・労働組合)」が一体となり、大手ゼネコンやセメント業界の独占に対して、今まで例を見ない新たな形で果敢な闘いを組織し、大きな成果をあげていることが報告された。社会全体が保守化、萎縮傾向を示し、労働運動の停滞、労働組合の組織率低下は深刻さを増し、労働運動もままならず縮小再生産

